

● お知らせ ●

市営住宅「申込みのしおり」配布

配布期間 2月4日(木)～18日(木)

配布場所 区役所1階

問合せ 大阪市住まい公社

☎6882-7024(代表)

※区役所では、申込みの受付は行っておりません。詳しくはお問合せください。

淀川区のいきいき放課後事業の延長利用が新しく変わります!

大阪市では、子どもたちが安心して放課後を過ごせるよう、市立小学校で児童いきいき放課後事業を行っています。宿題等の自主学習、紙芝居・読み聞かせなど指導員2名以上でサポートしています。

淀川区では、4月から18時以降の利用料金が月5,000円から月3,000円になり、より利用しやすくなります。希望者が8名以上になった小学校で、随時19時まで延長しますので、新しく変わる延長利用をよろしくお申し込みください。4月からご入学の方ぜひお申し込みください。

各小学校での活動内容など、詳しくはお問合せください。

問合せ (株)セリオ(児童いきいき放課後事業受託者)
☎6136-6212

「障がい者控除対象者認定書」をご存知ですか

65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態にある方や介護が必要な認知症の方、または身体に障がいがあり、その障がいの程度が障がい者手帳所持者と同程度の方に、「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書を添付して所得税や個人市・府民税の申告をすると、「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合せ 保健福祉課(保健福祉)3階32番
☎6308-9857

各種福祉手当の支給

- 特別障がい者手当・障がい児福祉手当
重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護が必要な方に(ア)特別障がい者手当(20歳以上)、(イ)障がい児福祉手当(20歳未満)を支

給します。ただし、3か月以上入院している方(ア)のみや施設に入所している方は除きます。

●特別児童扶養手当

対象は、政令で定める程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母(主として児童の生計を維持するいづれか1人)、または父母に代わる方(児童と同居・監護し、生計を維持していること)に特別児童扶養手当を支給します。

問合せ 保健福祉課(保健福祉)3階32番
☎6308-9857 ☎6885-0537

介護サービスの利用者負担金などの医療費控除

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、次のとおりです。

- 施設サービスの利用者負担額 ●居宅サービスの利用者負担額 ●介護福祉士等による喀痰吸引^{かくたん}等が行われたとき ●おむつ代
- いずれも「領収証」が必要です。詳細についてはお問合せください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)3階31番
☎6308-9859

市税の納期限

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、2月29日(月)です。

市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

問合せ 梅田市税事務所固定資産税グループ
☎4797-2957(土地)、2958(家屋)
固定資産税(償却資産)については、船場法人市税事務所
☎4705-2941

12月号のお詫びと訂正

広報誌「よどマガ」12月号の誌面において、誤った表記がございました。謹んでお詫びし、再発防止に努めます。

【主な内容】

16面「よどまちさーち 三国編」内

- (誤)人口:9,205人
※平成26年9月末時点の統計値(西三国地域の一部を含む)
 - (正)人口:18,614人
※平成26年9月末時点の統計値(西三国地域と北中島地域の一部を含む)
- ※詳しい内容は、区ホームページにて。

問合せ 政策企画課 5階51番
☎6308-9404

所得税・復興特別所得税、個人市・府民税の申告が始まります

【所得税・復興特別所得税の確定申告】

※各会場へは、電車・バスをご利用ください。

●申告会場

東淀川税務署 (淀川区木川東2-3-1)	2/16(火)～3/15(火) ※土曜日・日曜日を除く	9:15～17:00
-------------------------	--------------------------------	------------

※受付は混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●還付申告センター

JR北新地駅前会場(地下歩道)	2/2(火)～2/15(月) ※土曜日・日曜日・祝日を除く	9:30～16:00
-----------------	----------------------------------	------------

●広域申告センター

JR北新地駅前会場(地下歩道) 天満橋会場(大阪合同庁舎第3号館1階)	2/21(日)・2/28(日)	9:15～17:00
--	-----------------	------------

【市・府民税の申告】市・府民税の申告義務がある方は市・府民税の申告をしてください。所得税・復興特別所得税の確定申告をされた方は不要です。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)(別途、事前受付期間あり)

※2月16日から1週間程度及び3月15日は、窓口が大変混み合い、長時間お待ちさせる場合がありますが、あらかじめご了承ください。

●申告会場

梅田市税事務所 (北区梅田1-2-2-700大阪駅前第2ビル7階)	9:00～17:30(金曜日は19:00まで) ※土曜日・日曜日は除く
--------------------------------------	--

●臨時申告会場

区役所6階(601・602会議室)	9:00～17:30(金曜日は19:00まで)※土曜日・日曜日は除く
-------------------	------------------------------------

※臨時申告会場への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。☆申告書は郵送でも提出できます。

●平成28年度は事前申告受付会場を設置いたします。

梅田市税事務所 (北区梅田1-2-2-700大阪駅前第2ビル7階)	2月2日(火)～9日(火)	9:00～17:30(金曜日は19:00まで) ※土曜日・日曜日は除く
--------------------------------------	---------------	--

問合せ 所得税・復興特別所得税:東淀川税務署 ☎6303-1141
市・府民税:梅田市税事務所課税担当(市民税等グループ) ☎4797-2953

大阪市総合コールセンター

市の制度や手続き、イベント情報、夜間・休日緊急のご案内などは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」まで。
☎4301-7285 ☎6644-4894(8:00～21:00 年中無休) ☎http://www.osaka-city-callcenter.jp/

市政・区政へのご意見はお気軽に

政策企画課
☎6308-9683 ☎6885-0534